

貸金業務取扱主任者及び貸金業法第12条の4（証明書の携帯等）第2項に規定する従業者名簿（以下、本問において「従業者名簿」という。）に関する次の1～4の記述のうち、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- 1 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、本問において「監督指針」という。）によれば、貸金業務取扱主任者が営業所又は事務所（以下、本問において「営業所等」という。）に常時勤務する者と認められるには、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態が必要であり、当該営業所等の営業時間内に当該営業所等に常時駐在している必要があるとされている。
- 2 貸金業者は、その営業所等のうち従業者の数が80人である営業所等において、貸金業の業務に従事している従業者の数が50人である場合、当該営業所等に常時勤務する貸金業務取扱主任者を少なくとも2人以上置かなければならぬ。
- 3 監督指針によれば、従業者が従業者名簿の記載対象となるか否かについて、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び営業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務に従事する者は、該当しないとされている。
- 4 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所等ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、貸金業法第12条の4第1項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを最終の記載をした日から10年間保存しなければならない。

1 適切でない

常時勤務する者とは、営業時間内に営業所等に常時駐在する必要はないが、単に所属する営業所等が1つに決まっていることだけでは足りず、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態を必要とする（監督指針II-2-9(2)①）。

したがって、1の記述は、適切でない。

2 適切でない

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わせなければならない（12の3Ⅰ）。

上記の貸金業務取扱主任者について内閣府令で定める数は、営業所等において貸金業の業務に従事する者の数に対する貸金業務取扱主任者の数の割合が50分の1以上となる数である（施行規則10の8）。

→ 貸金業の業務に従事している従業者の数が50人である場合、1人でよい。

したがって、2の記述は、適切でない。

3 適切でない

従業者が従業者名簿の記載対象となるか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断することになるが、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務に従事する者であれば雇用関係・雇用形態を問わず、該当すると考えられる一方、人事、総務、経理、システム管理等その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務に従事する者は、原則として該当しないと考えられる（監督指針II-2-9(2)②）。

したがって、3の記述は、適切でない。

4 適切である

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、法第12条の4第1項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない（12の4Ⅱ）。

貸金業者は、法第12条の4第2項に規定する従業者名簿を、最終の記載をした日から10年間保存しなければならない（施行規則10の9の2Ⅲ）。

したがって、4の記述は、適切である。

貸金業法上の禁止行為等に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを1～4の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為をした場合、刑事罰の対象とはならないが、行政処分の対象となる。
- b 貸金業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を貸金業の業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用した場合、行政処分の対象となるだけでなく、刑事罰の対象となる。
- c 貸金業者は、その貸金業の業務に関し、資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為をした場合、行政処分の対象となるだけでなく、刑事罰の対象となる。
- d 貸金業者は、その従業者であることを証する証明書を携帯させることなく、その者を当該貸金業者の貸金業の業務に従事させた場合、刑事罰の対象とはならないが、行政処分の対象となる。

- 1 a b
- 2 a d
- 3 b c
- 4 c d

a 適切である

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為をしてはならない（12の6③）。

上記の行為をした場合、監督上の処分の対象となるが（24の6の4I②）、刑事罰の対象とならない（48I①の2）。

したがって、aの記述は、適切である。

b 適切である

貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない（12の5）。

上記の規定に違反した場合、監督上の処分の対象となり（24の6の5⑤）、刑事罰の対象にもなる（48I①）。

したがって、bの記述は、適切である。

c 適切でない

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供する行為をしてはならない（12の6②）。

上記の行為をした場合、監督上の処分の対象となるが（24の6の4I②）、刑事罰の対象とならない（48I①の2）。

したがって、cの記述は、適切でない。

d 適切でない

貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない（12の4I）。

上記の規定に違反した場合、監督上の処分の対象となり（24の6の4I②）、刑事罰の対象にもなる（49③）。

したがって、dの記述は、適切でない。